

仕 様 書

- 1 件 名
スタンドアロン型街頭防犯カメラ保守点検
- 2 施行期間
令和 8 年 1 1 月 4 日（水）から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）まで
- 3 施行場所
市川市高石神 4 番 8 号地先 外 1 3 8 箇所（別紙 1 のとおり）
- 4 担当部課
市川市 市民部 市民安全課
- 5 保守点検対象物件
別紙 1、2 のとおり
- 6 目的
スタンドアロン型街頭防犯カメラシステムが正常に稼動するため機器の点検、整備、清掃、調整を行う。
- 7 保守点検内容
 - ① 期限までに別紙 3 の項目について、各機器が単体で正常に動作することを点検するとともに、機器全体が正常に機能するよう整備、清掃及び調整を行い、点検終了後、報告書を発注者へ提出する。
 - ② スタンドアロン型街頭防犯カメラを運用するために必要なソフトウェアも対象とする。
 - ③ 作業体制について、予め連絡先及び担当者を明示すること。体制に変更があった場合は速やかに通知すること。
 - ④ 作業の着手及び完了時には市川市（以下「発注者」という）の担当職員に報告し、作業現場においては常に身分を明らかにすること。
 - ⑤ 受注者が、点検作業を行う時は事前に実施日を発注者に通知すること。
 - ⑥ 作業にあたっては、事前準備を十分に行い、防犯カメラの録画機能を中断することのないように注意すること。作業の都合上やむを得ず録画の中断を必要とする場合は、事前に発注者の承諾を受けなければならない。
 - ⑦ 公益社団法人日本防犯設備協会が資格認定する防犯設備士が業務にあたること。また、資格者証の写しを発注者へ提出すること。
 - ⑧ 作業に伴う民間物件等への立ち入りについては、発注者の指示に従うこと。但し、物件管理者への連絡がある場合は、発注者が行うものとする。

- ⑨ 事故の発生もしくは発生の恐れがある場合には、直ちに発注者の担当職員にその旨を報告するとともに、遅滞なく臨機の処置をとらなくてはならない。
- ⑩ 作業の実施にあたり知り得た個人情報等を第三者に漏らしてはならない。
- ⑪ 経年劣化などにより、取替えが必要な取付金具等の消耗品は無償で交換すること。
- ⑫ 点検の結果稼動しておらず、復旧に別途費用が発生するものについては、障害の切り分けを行い、不具合の状態が解る写真と復旧に掛かる費用を発注者へ書面で報告すること。なお、費用が発生する復旧については本契約に含まず、発注者が別途契約するものとする。
- ⑬ 別紙 1 の設置場所欄に、参考として高所作業車の使用実績場所を記載した。
- ⑭ 作業に伴う道路使用許可申請は、受注者が行うものとする。
- ⑮ 別紙 1 の防犯カメラの MAC アドレスフィルタリング機能を有効とし、別紙 2 の無線 LAN 子機で接続できるよう点検すること。
- ⑯ 防犯カメラへの無線 LAN 接続時の SSID 及び接続パスワードは、別途発注者から提供する接続 SSID 及びパスワード一覧のとおり点検及び設定をすること。

8 使用機器・消耗品

- (1) 保守点検作業に必要とする工具・測定機器は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は保守点検作業に必要な消耗品を速やかに調達できるようにしておくこと。

9 保守点検上の負担区分

保守点検作業を行うにあたり、必要な消耗品等の負担区分について次のとおりとする。

- (1) 発注者が負担するもの
 - 保守点検に関する電力
- (2) 受注者が負担するもの
 - ① 保守点検作業に必要な消耗品
 - ア 清掃用クリーナー等
 - イ 補修用品(取付金具・電線管・防水粘土)等
 - ② 諸経費
 - ア 保守点検にかかる点検調査技術料等
 - イ 管理費及び交通費等の経費
 - ウ 道路使用許可申請手数料

10 事故対応等

- (1) 作業中の事故等は、受注者の責任において処理すること。また、事故等の経緯については、事故発生後速やかに発注者の指定する職員に報告すること。
- (2) 受注者が他の施設に損傷を与えたときは、受注者の責任において速やかに現状に復すること。

1 1 納品物件

納品物件は、以下のとおりとする。各納品物件のタイトルは、下記の表の納品物件であることが分かるように表記し、納品すること。

納品物件一覧表

N o	納品物件	期 限
1	防犯設備士資格者証の写し	契約の始期
2	防犯カメラ映像抽出用 PC 及びパスワードに関する管理誓約書	
3	報告書 報告書には下記の事項を記載すること。 ア 点検日、点検したカメラの設置場所及び作業者名 イ 別紙 3 の点検項目についての点検結果及び清掃や調整を行った作業内容	保守点検終了後、10 日以内
4	不具合の状態が解る写真及び復旧に要する費用 ※費用は可能な範囲において提示すること。	防犯カメラ機器の不具合が発覚した場合、保守点検終了後 10 日以内

※A 4 または A 3 用紙に印刷したもの 1 部を、期限までに納品すること

1 2 納品場所

前項「1 1 納品物件」で指定した納品物件は、「4 担当部課」で指定した場所に、期日までに納品すること。

1 3 提出物

- (1) 防犯設備士資格者証の写し、映像抽出用 PC 及びカメラパスワードに関する管理誓約書を業務開始時に発注者へ提出すること。
- (2) 受注者は全ての対象物件の保守点検終了後、10 日以内に報告書を作成し、発注者へ提出するものとする。報告書には下記の事項を記載すること。
ア 点検日、点検したカメラの設置場所及び作業者名
イ 別紙 3 の点検項目についての点検結果及び清掃や調整を行った作業内容
- (3) 点検の結果、防犯カメラ機器の不具合が発覚した場合、不具合の状態が解る写真及び可能な範囲において復旧に要する費用を保守点検終了後、10 日以内に発注者へ提出すること。

1 4 秘密の保持

- (1) 受注者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (2) 受注者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについて、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 5 情報セキュリティの確保

受注者は、作業を実施するにあたり、情報セキュリティの取り扱いについては、別記2「情報システムに関する情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

1 6 その他

- (1) 発注者は、受注者の業務履行状況を不適当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受注者に求めることができる。
- (2) 受注者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに発注者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (3) 受注者は、この業務の履行に当たり、発注者又は第三者に損害を及ぼした場合は、発注者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (4) 受注者は、業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。
- (5) 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は、発注者と受注者がその都度協議の上、決定するものとする。

別記 1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この業務契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 受注者は、この業務契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この業務契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受注者は、この業務契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、この業務契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者と再委託するときは、必ず発注者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この業務契約により指定された業務場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規

定する電気通信をいう。)を利用して、この業務契約により指定された業務場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受注者は、この業務契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 受注者がこの業務契約の事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(受注者の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、この業務契約の事務に係る受注者の事務所に、随時に立ち入り、調査を行い、又は受注者に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 受注者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 受注者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、受注者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別記 2

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 発注者が本件業務を履行させるために受注者へ提供した情報（個人情報を含む）又は受注者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようにすることをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 受注者は、本件業務の履行に当たり発注者に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、発注者の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、本件業務に関する情報を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず発注者の承諾を得るものとする。

2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の

情報セキュリティの管理体制について発注者に報告しなければならない。

- 3 受注者は、発注者が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 受注者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、本件業務に関する情報を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、本件業務に関する情報について、発注者の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 受注者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

- (1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しセキュリティソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。
- (2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、受注者が開発し、又は開発させ発注者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、発注者と対応策を協議するものとする。
- (3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。
- (4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、発注者と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 受注者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかなければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、受注者は、直ちに、発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、その対応策を講じなければ

ならない。

- 2 受注者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を発注者に報告しなければならない。
- 3 発注者は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 受注者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について発注者と協議しなければならない。

- 2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。
- 3 受注者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 受注者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって発注者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、受注者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

- 2 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、受注者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。
- 3 受注者は、発注者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 受注者は、受注者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって発注者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。

スタンドアロン型街頭防犯カメラ設置箇所

1. 平成26年度導入 無線LAN防犯カメラ(プロテック PROA008-AW56)

	所在地	設置場所	カメラ台数
1	高石神4番8号地先	東電柱 鬼越 163	1
2	鬼越1丁目5番地先	東電柱 鬼越 234 ※高所作業車を要す	1
3	大洲1丁目18番	大洲防災公園内 事務所壁面	1
4	塩浜3丁目25番	塩浜第2公園内 専用柱	1
5	市川3丁目20番5号地先	春日神社内 東電柱 市小 12	1
6	市川南3丁目14番23号	山桜公園内 公園灯柱	1
7	大和田4丁目11番地先	東電柱 鶴指 133	1
8	八幡4丁目2番 八幡市民交流館駐車場脇	照明灯柱	1
9	東菅野1丁目12番	菅野児童公園内 専用柱	1
10	東菅野4丁目27番	美里苑公園内 東電柱 市学 249	1
11	曾谷5丁目16番	山王公園内 公園灯柱	1
12	若宮1丁目12番	若宮いずみ公園内 専用柱	1
13	中山4丁目18番	中山東公園内 専用柱	1
14	中国分4丁目21番	じゅん菜池緑地内 専用柱 ※高所作業車を要す	1
15	堀之内3丁目29番	八反割公園内 NTT柱 北国分支33右1 ※高所作業車を要す	1
16	大野町1丁目466番地1	梨風第1公園内 専用柱	1
17	高谷2丁目12番	大鷲神社内 専用柱	1
18	妙典6丁目1番	妙典公園内 専用柱	1
19	富浜3丁目10番	行徳中央公園内 事務所壁面	1
20	福栄1丁目9番21号地先	NTT柱 消防支1直1右2直6 ※高所作業車を要す	1
21	新浜1丁目4番	西浜公園内 公園灯柱	1
22	欠真間1丁目13番10号地先	NTT柱 香取支4左1	1
23	押切6番6号	稲荷神社内 専用柱	1
24	福栄3丁目9番	新浜公園内 公園灯柱	1
25	新井3丁目18番	北浜公園内 専用柱	1
計			25

2. 平成27年度導入 無線LAN防犯カメラ(プロテック PROA008-AW56)

	所在地	設置場所	カメラ台数
26	市川2丁目30番14号地先	NTT柱 下出口支9	1
27	新田4丁目14番地先	NTT柱 四割支右2/11	1
28	八幡6丁目10番地先	東電柱 富貴161 ※高所作業車を要す	1
29	曾谷2丁目8番地先	NTT柱 東幹左2/左6/14	1
30	福栄4丁目14番地先	NTT柱 御獵場支右1/左8/4 ※高所作業車を要す	1
31	福栄2丁目16番24号地先	NTT柱 福栄中支2	1
32	南八幡1丁目17番地先	市照明灯	1
33	市川2丁目14番5号地先	東電柱 和洋 101	1

34	真間4丁目5番4号	真間稲荷神社内 専用柱	1
35	八幡4丁目15番	十二社神社内 専用柱	1
36	菅野1丁目15番13号地先	白幡公園付近 東電柱 白幡 99	1
37	菅野6丁目19番17号	菅野西公園内 東電柱 真間 171	1
38	曾谷1丁目8番	曾谷台公園内 専用柱 水飲場横	1
39	曾谷2丁目33番	弁天池公園内 東電柱 春日 160号支線柱	1
40	宮久保3丁目6番24号地先	宮久保公園付近 東電柱 宮三 103	1
41	下貝塚3丁目12番7号地先	下貝塚中学校付近 東電柱 貝塚東106	1
42	若宮3丁目56番12号	若宮第1緑地内 専用柱	1
43	北方3丁目24番地先	東電柱 木下 218	1
44	北方町4丁目2072番地先	東電柱 北方 34	1
45	東国分1丁目18番地先	東国分少年広場付近 東電柱 曾小 165	1
46	堀之内3丁目2番	堀之内公園内 東電柱 北台 197 ※高所作業車を要す	1
47	大野町4丁目2756番地先	東電柱 大町 95	1
48	柏井町1丁目1231番地先	姥山貝塚公園付近 東電柱 姥山 131	1
49	大町124番地先	大町市営住宅第2団地内 東電柱 北総 136	1
50	南大野2丁目3番	こぶし公園内 専用柱	1
51	原木1丁目22番	日枝神社内 専用柱	1
52	二俣2丁目1番10号	日枝神社内 専用柱	1
53	原木3丁目1番5号	さくら公園内 専用柱	1
54	本行徳28番	常夜灯公園内(北側) 専用柱	1
55	本行徳28番	常夜灯公園内(南側) 専用柱	1
56	広尾1丁目11番	広尾公園内 専用柱	1
57	島尻1丁目40番	島尻西公園内 専用柱	1
58	南行徳2丁目8番	やまゆり公園内 専用柱 入口付近	1
59	行徳駅前4丁目4番	東根公園内 専用柱 物置付近	1
60	福栄3丁目4番地先	行徳グランドハイツ付近 NTT柱 新浜支 左4/左2/直19/14※高所作業車を要す	1
計			35

3. 平成28年度導入 無線LAN防犯カメラ(プロテック PROA008-AW56)

	所在地	設置場所	カメラ台数
61	市川1丁目19番15号地先	NTT柱 市川支右7/3	1
62	真間5丁目11番15号地先	NTT柱 須和田支右3/8	1
63	須和田2丁目427番地先	東電柱 二中267	1
64	北方3丁目4番22号地先	東電柱 木下142	1
65	菅野5丁目14番地先	東電柱 須和支線柱178	1
66	香取1丁目15番9号地先	東電柱 香取176 ※高所作業車を要す	1
67	曾谷4丁目7番10号地先	東電柱 春日84 ※高所作業車を要す	1
68	本北方2丁目32番地先	東電柱 子神66	1

69	幸1丁目14番4号地先	NTT柱 焼支左4/右5/29 ※高所作業車を要す	1
70	新井1丁目11番地先	東電柱 新井28 ※高所作業車を要す	1
71	塩焼4丁目9番地先	東電柱 下妙 149	1
72	稲越2丁目4番16号地先	東電柱 国高 51	1
73	稲越2丁目1番7号地先	NTT柱 国分高校支右1/7	1
74	市川2丁目33番2号地先	東電柱 駅上38支線柱	1
75	市川4丁目6番11号地先	東電柱 商大57 ※高所作業車を要す	1
76	新田1丁目3番1号	新田胡録神社 専用柱	1
77	八幡6丁目3番20号地先	東電柱 富貴42	1
78	南八幡1丁目11番8号地先	東電柱 プラザ22	1
79	東菅野5丁目13番20号地先	東電柱 宮小54	1
80	菅野3丁目23番地先	東電柱 菅野駅294	1
81	曽谷4丁目11番6号地先	東電柱 春日320 ※高所作業車を要す	1
82	曽谷7丁目11番	辰の口公園 専用柱	1
83	宮久保5丁目8番9号地先	東電柱 宮小15	1
84	下貝塚2丁目26番10号地先	NTT柱 有料道路支 左3/17	1
85	若宮3丁目20番	若宮児童公園 専用柱	1
86	北方1丁目12番3号	北方第児童公園 専用柱	1
87	北方2丁目29番19号地先	北方第2児童公園付近 東電柱 本北96	1
88	北方町4丁目1895番地先	東電柱 千足111	1
89	国分5丁目3番26号地先	東電柱 平川147	1
90	北国分4丁目27番7号地先	東電柱 北台49 ※高所作業車を要す	1
91	大野町1丁目23番1号地先	東電柱 梨風105	1
92	大野町3丁目293番	みかど公園 専用柱	1
93	柏井町1丁目1779番12号地先	東電柱 南柏70	1
94	柏井町2丁目680番1号地先	東電柱 柏井100支線柱	1
95	大町124番3号地先	東電柱 北総156	1
96	柏井町2丁目27番1号地先	東電柱 奉免373	1
97	奉免町310番1号地先	東電柱 奉免223	1
98	大町72番地先	NTT柱 大柏支90	1
99	柏井町1丁目1029番	東電柱 南柏188	1
100	田尻2丁目5番11号地先	東電柱 丸一39	1
101	原木3丁目13番14号地先	東電柱 原変 63	1
102	原木4丁目7番	専用柱 原木橋公園内	1
103	本行徳25番20号	自治会館壁面 八幡宮	1
104	河原6番20号	河原春日神社 東電柱電柱 新宿232	1
105	妙典3丁目6番11号	春日神社 専用柱	1
106	富浜2丁目15番	すいせん公園 専用柱	1
107	宝1丁目7番	下道公園 専用柱	1
108	宝1丁目2番6号	専用柱 宝255 ※高所作業車を要す	1
109	幸2丁目1番	児童公園 専用柱	1
110	福栄2丁目14番	湊新田公園 専用柱	1
111	南行徳3丁目4番1号地先	NTT柱 行高支 左1/右2/13	1
112	大野町1丁目503番1号地先	東電柱 大柏42	1
113	大野町2丁目774番1号地先	東電柱 迎米190	1
計			53

4. 平成30年度導入 無線LAN防犯カメラ(プロテックPROA108-A)

	所在地	設置場所	カメラ台数
114	市川市市川1-21-31 リーベンデール(西側)	東電柱 駅上62支線柱	1
115	市川市市川1-21-31 リーベンデール(東側)	東電柱 駅上62	1
116	市川市新田5-8-18地先	東電柱 駅上211	1
117	市川市新田5-18-1地先	東電柱 駅上178	1
118	市川市新田5-9-11地先	NTT柱 宮田支6	1
119	市川市新田2-29-7地先	東電柱 宮田89	1
120	市川市新田2-26-6地先	東電柱 宮田106	1
121	市川市新田4-18-22地先 ゆうゆうロード	東電柱 村岡70	1
122	市川市新田4-17-22地先	東電柱 村岡91	1
123	市川市新田4-17-24地先	東電柱 村岡92	1
124	市川市市川南1-7-2地先	東電柱 駅下186	1
125	市川市市川南2-3-11地先 市川南自治会館前	NTT柱 石代支左9/13	1
126	市川市市川南2-5-27地先	NTT柱 石代支L9/13	1
計			13

5. 平成28年度～30年度、令和7年度導入 企業ボランティア 無線LAN防犯カメラ (TOA G-R201-2)

	所在地	設置場所	カメラ台数
127	市川2-31-20 エスポワール市川(北側)	エスポワール市川 専用柱	1
128	市川2-31-20 エスポワール市川(南側)	エスポワール市川 専用柱	1
129	市川南4-7-8 エトルリア・ミヤ(北側)	エトルリア・ミヤ 壁面	1
130	市川南4-7-8 エトルリア・ミヤ(南側)	エトルリア・ミヤ 壁面	1
131	八幡3-4-1地先	道路照明灯 H08131	1
132	市川1-10-10地先	東電柱 駅上169	1
133	塩浜3-11-1地先	東電柱 宮地58	1
134	大野町2-215地先	東電柱 大柏225	1
135	八幡2-5-8地先	東電柱 本八幡11	1
136	市川1-17-1地先	東電柱 駅上12	1
137	菅野1-7-26地先	道路照明灯 H4631	1
138	菅野6-17-4地先	東電柱 菅野11	1
139	南八幡1-5-4地先	東電柱 プラザ140	1
計			13

保守対象物件一覧

(1) 無線LAN防犯カメラ

No.	品 名		型 番	数量
1	平成26年度導入	録画一体型防犯カメラ	プロテック PROA008-AW56	25
2	平成27年度導入	録画一体型防犯カメラ	プロテック PROA008-AW56	35
3	平成28年度導入	録画一体型防犯カメラ	プロテック PROA008-AW56	53
4	平成30年度導入	録画一体型防犯カメラ	プロテック PROA108-A	13
5	企業ボランティア	録画一体型防犯カメラ	TOA G-R201-2	13
防犯カメラ数量合計				139

(2) 専用パソコン関係

1	抽出用パソコン	東芝 dynabook AZ35	2
		dynabook FHD/W6BZMX3FAB	2
2	無線LAN子機	BUFFALO WI-U2-300D	4

保守点検項目
スタンドアロン型街頭防犯カメラ保守点検報告書

防犯カメラ

NO. _____

設置場所	市川市	点検日	令和 年 月 日	報告者	点検者

点検機器	点検項目	点検結果	内容
1. 防犯カメラ及び レンズ	(1) レンズフォーカス等調整 (2) 設置環境にあわせたカメラ部分の調整 (3) 各部点検・清掃		
2. 防犯カメラレコーダー	(1) 動作確認 (2) 記録画像・録画時間調整 (3) 各部点検・清掃 (4) 時刻設定調整		
3. 屋外用カメラ ハウジング	(1) 取付金具・ネジのゆるみ等確認 (2) 各部点検・清掃 (3) 外観点検		
4. ウォールブラケット (天吊り金具)、腕金	(1) 取付金具・ネジのゆるみ等確認 (2) 各部点検・清掃		
5. 無線 LAN	(1) 接続確認		
6. 電気配線	(1) 各部点検・電線管の割れ等確認 (2) 接合部の防水粘土等確認		
7. 屋外機器収納用 キャビネット	(1) 電源ランプ等動作確認 (2) 各部点検・清掃		
8. 総合	(1) 総合動作チェック		
9. 専用柱	柱に著しい腐食や曲がりがないこと。		
備考			

専用パソコン

1. 映像抽出用 パソコン	(1) 動作確認 (2) 各部点検・清掃		
2. 総合	(1) 総合動作チェック		
備考			